

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 関東 1 - 5  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 関東財務局長  
 【提出日】 2021年 9月10日  
 【会社名】 芙蓉総合リース株式会社  
 【英訳名】 Fuyo General Lease Co., Ltd.  
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻田 泰徳  
 【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1  
 【電話番号】 03(5275)8800  
 【事務連絡者氏名】 財務部長 武井 克之  
 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町五丁目 1 番地 1  
 【電話番号】 03(5275)8800  
 【事務連絡者氏名】 財務部長 武井 克之  
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債  
 【今回の募集金額】 10,000百万円  
 【発行登録書の内容】

提出日	2020年 9月17日
効力発生日	2020年 9月26日
有効期限	2022年 9月25日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 200,000百万円

## 【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
2 - 関東 1 - 1	2020年10月15日	20,000百万円	-	-
2 - 関東 1 - 2	2020年12月18日	10,000百万円	-	-
2 - 関東 1 - 3	2021年 4月14日	20,000百万円	-	-
2 - 関東 1 - 4	2021年 6月11日	20,000百万円	-	-
実績合計額（円）		70,000百万円 (70,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 130,000百万円  
 （130,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

芙蓉総合リース株式会社 大宮支店

(さいたま市大宮区宮町一丁目114番1号)

芙蓉総合リース株式会社 横浜支店

(横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地13)

芙蓉総合リース株式会社 名古屋支店

(名古屋市中区錦二丁目2番2号)

芙蓉総合リース株式会社 大阪営業第一部

(大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号)

芙蓉総合リース株式会社 神戸支店

(神戸市中央区江戸町95番地)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	芙蓉総合リース株式会社第31回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.120%
利払日	毎年3月17日及び9月17日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022年3月17日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2026年9月17日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2026年9月17日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年9月10日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年9月17日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。</p> <p>2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

信用格付：A（シングルA）（取得日 2021年9月10日）

入手方法：R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：A+（シングルAプラス）（取得日 2021年9月10日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、本社債について期限の利益を喪失し、その旨を本(注)6に定める方法により公告するものとする。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内に当社がその履行をしないとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

## 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

## 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

## 9. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)6に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

## 11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	8,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,000	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
計	-	10,000	-

### (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	58	9,942

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,942百万円は、2021年10月末までに、全額を別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」欄に記載する対象プロジェクトである(1)太陽光発電所への出資資金のリファイナンス、(2)御茶ノ水ソーラシティ取得資金のリファイナンス、(3)高齢者向け施設の取得資金のリファイナンスに充当する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

サステナビリティボンドとしての適格性について

当社は、本社債を含むサステナビリティボンドの発行のために国際資本市場協会(以下「ICMA」といいます。)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」(注1)、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2021」(注2)、「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021」(注3)、及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」(注4)に則したサステナビリティボンド・フレームワークを策定し、本社債に対する第三者評価として、JCRより「JCRサステナビリティボンド評価」(注5)において最上位評価である「SU1」の評価を取得しております。

また、本社債の発行にあたって第三者評価を取得することに関し、環境省の2021年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業(注6)の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるJCRは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

(注1) 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

(注2) 「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2021」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

- (注3) 「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「サステナビリティボンド・ガイドライン」といいます。
- (注4) 「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインをいいます。
- (注5) 「JCRサステナビリティボンド評価」とは、サステナビリティボンドの発行により調達される資金がグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則に例示されるプロジェクト等に充当される程度並びに資金使用等に係る管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCRの総合的な意見の表明です。
- (注6) 「2021年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク策定等のコンサルティングにより支援を行う登録支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業をいいます。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものとなります。
- (1) サステナビリティボンドの場合にあっては、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであり、発行時点において以下 又は に該当するものであって、かつ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境面で重大なネガティブな効果がないものに限る。  
 調達資金の金額の50%以上が国内脱炭素化事業に充当されること。  
 調達資金の用途となるグリーンプロジェクトの件数の50%以上が国内脱炭素化事業であること。
  - (2) グリーンボンド等フレームワークがグリーンボンドガイドライン等に準拠することについて、発行等までの間に外部レビュー機関により確認されること。
  - (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと。

#### サステナビリティボンド・フレームワークについて

当社は、サステナビリティボンド発行を目的として、グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則及びサステナビリティボンド・ガイドラインが定める4つの要件(調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート)に適合するサステナビリティボンド・フレームワークを以下のとおり策定しました。

#### 1. 調達資金の用途

サステナビリティボンドで得た資金の用途については、下記の対象プロジェクトに充当する予定です。

##### (1) グリーンプロジェクト

建設を予定している1件の太陽光発電所への出資資金のリファイナンスに充当する予定です。

プロジェクト名	所在地	発電出力(注1) (MWp)	想定年間電力使用削減量 (注2)(MWh)	年間CO2排出削減量 (予測値)(注3) (t-CO2)
鮫川青生野太陽光発電所	福島県東白川郡	40.9	43,951	19,997.7

(注1) 出力規模ベースの電力

(注2) 年間の気象条件及び発電ロスを考慮して想定した発電量

(注3) CO2排出削減量 = 想定年間発電量 × 調整後排出係数

本発電所の所在する福島県は、「福島新エネ社会構想」として、2040年頃をめどに福島県内の1次エネルギーの需要量の100%以上を再生可能エネルギーから生み出すというビジョンをかかげています。当社は2018年10月に発行した第17回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)においても資金用途の対象に、福島県に所在する浪江酒井太陽光発電所(第一、第二)を含めており、これらの発電所の運営を通じて「福島新エネ社会構想」の推進に貢献し、福島県の復興を支援しています。

御茶ノ水ソラシティ取得資金のリファイナンスに充当する予定です。

物件名称	御茶ノ水ソラシティ
所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
主要用途	飲食店、会議室、オフィス等
延床面積	96,897.25㎡（注4）
階数	地上23階地下2階建
建築時期	2013年2月
環境認証	DBJ Green Building 認証5つ星（2020年）

（注4）建物一棟全体の数値。当社の持分はこのうち8.3%（面積ベース）であります。

#### （2）ソーシャルプロジェクト

当社の高齢者向け施設の取得資金のリファイナンスに充当する予定です。

物件名	用途	居室数
メディカル・リハビリホームグラン ダ宝塚逆瀬川	介護付有料老人ホーム	50室
グランダ雪ヶ谷	介護付有料老人ホーム	58室
リハビリホームグランダ―社	住宅型有料老人ホーム	59室

#### 2. プロジェクトの評価と選定プロセス

資金使途の対象プロジェクトは、当社の財務部、エネルギー・環境営業部、不動産企画部、経営企画部が選定し、社長の決裁により決定します。

#### 3. 調達資金の管理

サステナビリティボンド発行後、本社債によって調達された資金は1ヶ月以内にリファイナンスに充当される予定です。また、本社債にかかる調達資金と資産の紐づけ、調達資金の充当状況の管理は当社の財務部門によって専用の帳票を用いて行います。

#### 4. レポートニング

本社債によって調達した資金が全額充当されるまでの間、調達資金の充当状況について当社のウェブサイト上で報告します。資金の充当状況にかかるレポートニングには、充対象のプロジェクトに加え、充当金額及び未充当金額、新規／リファイナンスの割合について開示される予定です。

対象プロジェクト	アウトプット （プロジェクトの 進捗・結果）	アウトカム （プロジェクト実行に 伴う効果）	インパクト （アウトカムから 発現する効果）
太陽光発電所	・各太陽光発電所の概要 （発電所名、場所、定格出力等）	・年間発電量（推定値） ・CO2の削減効果（推定値）	・低炭素・脱炭素化社会の実現
不動産（オフィスビル）	・対象グリーンビルの概要 （名前、場所、取得認証等）	・取得したグリーンビル認証 ・省エネ設備導入による電力消費量削減効果（推定値）	・社会課題解決に貢献するまちづくり
不動産（高齢者施設）	・各対象高齢者施設の概要 （施設名、場所、健康寿命 延伸に資するサービス等）	・医療及び介護・福祉施設の キャパシティ（室数）	・高齢者福祉事業に対する 社会的ニーズに適切に貢献

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。



#### 第4【その他の記載事項】

特に発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は以下のとおりです。

表紙に芙蓉総合リース株式会社第31回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）の別称として、「芙蓉CSVボンド」を記載します。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第52期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 2021年6月25日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第53期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） 2021年8月13日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2021年9月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月28日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を2021年8月16日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本発行登録追補書類提出日（2021年9月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2021年9月10日）現在においても変更の必要はないと判断しております。なお、当該将来に関する事項には、リスクや不確定な要素等の要因が含まれており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

芙蓉総合リース株式会社 本社

（東京都千代田区麹町五丁目1番地1）

芙蓉総合リース株式会社 大宮支店

（さいたま市大宮区宮町一丁目114番1号）

芙蓉総合リース株式会社 横浜支店

（横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番地13）

芙蓉総合リース株式会社 名古屋支店

（名古屋市中区錦二丁目2番2号）

芙蓉総合リース株式会社 大阪営業第一部

（大阪市中央区高麗橋四丁目4番9号）

芙蓉総合リース株式会社 神戸支店

（神戸市中央区江戸町95番地）

### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。